

子育て世代の医療職支援事業実施団体公募要領

1. 総 則

本要領は厚生労働省が子育て世代の医療職支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、子育て世代の医療職支援事業（以下「本事業」という。）を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めたものである。

2. 事業の目的

近年、医師における女性の割合が高まっており、医師全体の約4分の1、医師国家試験合格者では約3分の1が女性となっている。一方、女性医師の中には、出産・育児・介護等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、ライフイベントとキャリアの両立が課題となっている。

また、2024年度からの医師に対する時間外労働時間の上限規制の適用開始に伴い、医師の働き方改革を進め、子育てを契機とした離職を防止するためには、産休・育休後の復職支援体制、復職後の多様なキャリアパスの設定などの環境整備に加え、子育てを女性だけの問題とせず、男性の育休取得も含めた医療機関内の意識改革を進めることが重要である。

このような状況を踏まえ、子育て世代の医療職支援の先駆的な取組を行う医療機関に対して、地域の医療機関に普及可能な支援策のモデルの構築や、シンポジウム等の普及・啓発等のための必要経費等を支援することで、当該医療機関における子育て中の医師が希望に応じて就業継続・復職が可能な環境の整備を進め、以て全国へ子育て世代の医療職の支援を普及させることを目的とする。

3. 本事業の内容

実施要綱3による

4. 事業の実施主体

公募により選定された団体

5. 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から2027年3月31日まで

6. 本事業に係る補助金の交付

- (1) 本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省
労働省 令第6号）の規定に

よるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

(2) 本事業に係る補助金の交付については、6,477千円を基準額(上限額)とする。

なお、補助金の内容は、事業実施に必要な経費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料及び損料、社会保険料、備品購入費)に限る。

7. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 本事業に関する取組を地域の他の医療機関等に普及させる能力を有する団体であること。
- (7) 本事業の実施後においても、都道府県と連携しながら、子育て世代の医療職支援に資する取組を継続する意思を有する団体であること。

8. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「子育て世代の医療職支援事業応募申込書」(別紙様式1)とともに、企画書記載項目①~⑧について具体的に記載した「子育て世代の医療職支援事業企画書(以下「企画書」という。)」を作成し、下の提出期間内に提出すること。

【企画書記載事項】

※企画書は、用紙サイズはA4とし、様式は任意とするが、以下の項目について具体的に記載すること。なお、従前から実施している支援策と、本事業により新規に実施する支援策は分けて記載すること。

- ①事業実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ②効果的支援策作成にかかる会議の実実施計画
- ③普及可能な効果的支援策(案)※

- ④効果的支援策の普及計画（案）
- ⑤効果的支援策の実証計画（案）
- ⑥従前からの子育て世代の医療職支援の取組実績及び評価
- ⑦事業費の積算（別紙様式2による）
- ⑧ワークライフ・バランス等の推進に関する認定の有無（別紙様式3による）

なお、認定を受けている、又は届出をしている場合は、認定等を証する書類の写しを添付すること。

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
- ・次世代法に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

※具体的な支援策（例）

①復職支援

- ・e-ラーニングの導入による子育て世代の都合に合わせた学習が可能な環境の整備
- ・シミュレーターを用いた実技練習
- ・短時間勤務での正規雇用制度の構築

②キャリア形成支援

- ・勉強会・研究会等開催時の託児経費補助
- ・子育てと並行した研究活動・学位取得の支援（託児付き自習室の設置等）
- ・幅広い年代が参加可能な交流会の開催や、メンター制度の導入
- ・学童保育の開催（臨時休校時等）

③普及啓発支援

- ・地域の医療機関との共同フォーラム開催による周囲への啓発活動

等

（2）応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

2026年 5月 11日（月）～2026年 ~~5月 25日（月）~~ 6月1日（月）

※消印有効

② 提出先及び問い合わせ先

提出先（紙媒体）：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「子育て世代の医療職支援事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

提出先(電子媒体)：hatarakikata01@mhlw.go.jp

メールの件名は【企画書の送付】子育て世代の医療職支援事業とすること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室

TEL：03-5253-1111（内線4416）

FAX：03-3591-9072

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後17時30分（午後12時15分～午後13時15分を除く。）とする。

③提出書類及び部数

提出書類

ア 子育て世代の医療職支援事業応募申込書（別紙様式1）

イ 子育て世代の医療職支援事業企画書

ウ 団体経歴（概要）、団体定款等の応募団体の活動が分かる資料

部数

ア 紙媒体：各1部を提出すること。

イ 電子媒体：上記の提出先メールアドレスに送付するか、紙媒体の郵送書類に同封すること。

9. 実施団体の選定

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「子育て世代の医療職支援事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その結果に基づき実施団体を選定する。